

執行委員（組織部長）

千葉 光

（教育出版部長）

本間 春雄

（爭議部長）

前田 一盛

千葉 漢太郎

萩野 廣

尚出席者中竹内潔八日本労働組合全国協議会準備委員
会支持ヲ授議シ一旦之ヲ支持スルコトニ決シタルカ但
合員中不満ヲ抱タモノアリ竹内ノ退席後右支持ヲ取消
スコトナリタリ

右及申（通）報候也

東京石炭労働組合同規約

第一條 名 稱

本組合ハ東京石炭労働組合ト稱ス

第二條 目的

資本ノ採取ニ對抗シ一致團結シテ石炭労働者ノ労働条件ヲ維持改善シテ之ガ完全ナル解放ヲ以テ目的トス

第三條 加入及脱退

第一條 本組合ハ東京地方ニ於テ石炭産業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス

第二條 （一）本組合ニ加入セシムル者ハ別ニ定ムル中込者ニハ会費並組合費一月分ヲ

添ヘテ執行委員会若シクハ本部委員会ニ中込ハシ （二）前項ノ中込ニ對シ

執行委員会ハ調査ノ上組合員証及徽章ヲ添ハス

第三條 組合員ニシテ脱退セントスル者ハ其理由ヲ明記シ組合員証及徽章ヲ添ヘ

テ執行委員会又ハ本部委員会ニ差出スベシ

第四條 組合員ニシテ左ノ各項ニ該当スル者ハ執行委員会ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ賛取ヲ

以テ除名スルコトアルベシ

第五條 組合員ヲ三月以上滞仰シタルモノ

第六條 規約及決議ニ違反シタル者